

第28回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年5月24日（月）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄

6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広

5番 寺澤 正幸、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕

10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子

6. 事務局職員 局長補佐 竹澤 泰司、 主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠
主事 工藤 正弥、 会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第28回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員、細谷地委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、太田委員、古里委員、工藤委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より

指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、4番、内澤初蔵委員、5番、下谷地敦雄委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件提出がございます。

番号1、大字〇〇第〇地割内の畑、1筆になります。面積は、1,863㎡になります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇となります。無償移転ということになっていますが、実際は譲受人の山林と譲渡人の畑の交換という事での所有権の移転となります。現地確認につきましては、太田委員と福田委員にお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、太田委員と福田委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

福田委員 番号1について報告します。場所は、〇〇地区の〇〇集落の公民館から500mくらいのところにあります。北側は山林と畑、南側は畑、西側は山林と畑、東側は山林となっております。通称〇〇の真上のところにあります。譲受人の畑と隣接した畑なので、畑を譲り山林と交換することとしたものです。確認者の意見としては、保有している機械や家族状況、農業経験から見て農地を効率的に利用できるの見込まれます。周辺農地に影響もなく問題ないと判断し、よって許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の2ページとなります。適用外証明交付申請の承認について1件の提出がございます。

番号1、大字〇〇第〇地割の登記簿上は畑、現況は原野という状況でございます。面積は、1,401㎡。所有者は〇〇〇〇。〇〇〇〇名義でございますが、その法定相続人からの申請となっております。非農地の事由のところを読み上げさせていただきます。当該地は、夫が平成元年当時祖父から譲り受けたが、山林に隣接しており耕作に適さず次第に耕作しなくなった。平成8年ごろからは不耕作となりカラ松や雑木等が生い茂っていた。なお、夫は平成30年に亡くなり、以後も耕作はしていないという状況でございます。農地法に関して不知であり、地目変更及び本申請をしていなかったということで、今回提出があったものでございます。なお、先月の総会でも同じ方より申請があったわけですが、こちらも併せて提出いただければよかったです、ここの所の申請をされなかったのが今回の提出となったということでございます。位置関係は、下の地図を参考といただければと思います。現地調査については、大久保委員と畑林委員にお願いしてございます。

以上、1件につきましてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については、大久保委員と畑林委員に依頼しておりますので報告をお願いいたします。

大久保委員 報告します。5月18日に畑林委員と事務局と3人で現地確認を行いました。場所は、〇〇地区の〇〇集落になります。町道から500m以上離れ、急斜面、三方が山林となっております。また、木を伐採し切り株があり、取付道路もなくトラクター等が進入できないとの事です。農地以外になってから、長い年月を経過した土地で復旧することが著しく困難であると認められ、また、周辺農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後1時40分)